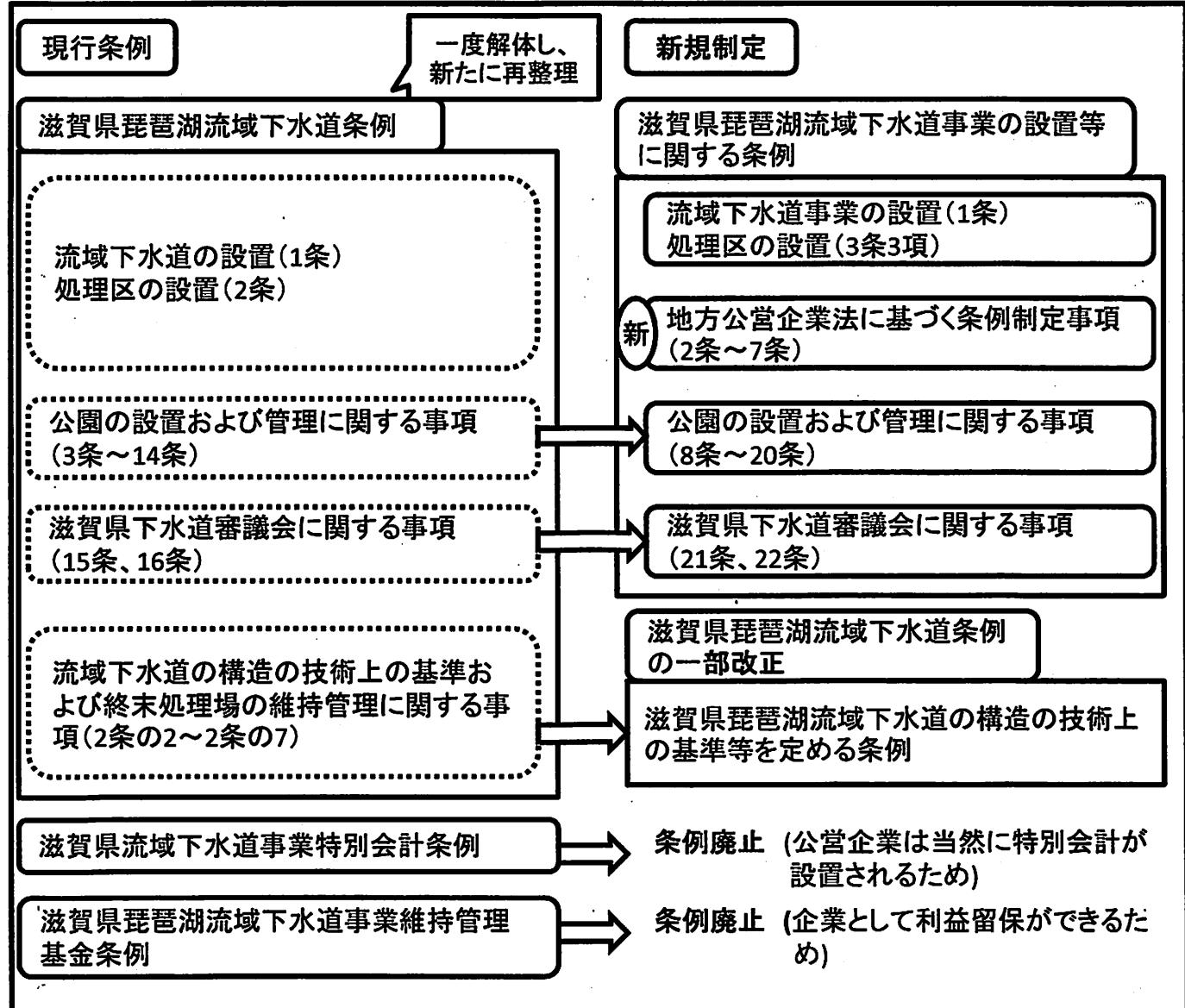


滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例案について

①概要

- 平成28年度に策定した基本方針に基づき琵琶湖流域下水道事業に地方公営企業法を適用し、企業会計へ移行する。
- 地方公営企業法の適用範囲：法の一部(財務規定等の)適用
- 地方公営企業法の適用日：平成31年4月1日
- 地方公営企業法適用による効果
 - ・損益情報を詳細に把握することにより経営の健全性に留意した運営が可能となる。
 - ・減価償却費の導入等により詳細な資産情報の把握が可能となり、より計画的な投資の実施が可能となる。

②地方公営企業法適用に係る条例整備



※なお、今回条例案の制定により、会計名と会計方式が変更となることから、併せて規約の変更を行う。

参考 地方公営企業法の適用により公営企業会計方式が導入されることに伴う主な変更点

項 目	現 在 (～H30年度)	法適用後 (H31年度～)
会 計 方 式	官公庁会計方式	公営企業会計方式
目的・特徴	税等の収入の効率的・効果的な配分 予算による統制	独立採算性の確保 財務・経営状況の把握
認 識 基 準	現金主義	発生主義
記 帳 形 式	単式簿記(現金の出納を記録)	複式簿記(経済価値の変動を記録)
資 産 把 握	観念なし	固定資産台帳の整備 減価償却費の導入
決 算 書 類	歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、主要施策成果説明書 等	貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書 等
出 納 整 理 期	翌年度5月末日まで	観念なし

滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例案要綱

1 制定の理由

滋賀県琵琶湖流域下水道事業は、これまで施設の整備を進めることにより下水道の普及および拡大を図ってきましたが、今後は経営資源の適切な管理と活用により効果的かつ効率的に運営を行うことが求められています。

のことから、当該事業に地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）の一部（財務規定等）を適用させるため、新たに滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例を制定しようとするものです。

2 概要

- (1) 都市の健全な発達および公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、滋賀県琵琶湖流域下水道事業（以下「流域下水道事業」という。）を設置することとします。（第1条関係）
- (2) 流域下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用することとします。（第2条関係）
- (3) 経営の基本について定めることとします。（第3条関係）
- (4) 予算で定めなければならない資産の取得および処分は、予定価格が7千万円以上の不動産もしくは動産の買入れもしくは譲渡または不動産の信託の受益権の買入れもしくは譲渡とすることとします。（第4条関係）
- (5) 流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、賠償額が100万円を超える場合とすることとします。（第5条関係）
- (6) 負担付きの寄付等の受領でその金額または目的物の価格が2千万円を超えるもの等については、議会の議決を経ることとします。（第6条関係）
- (7) 知事は、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を10月31日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を4月30日までに作成しなければならないこととします。（第7条関係）
- (8) 流域下水道に付置される公園の名称ならびに管理および運営について定めることとします。（第8条～第14条関係）
- (9) 公園の指定管理者による管理について定めることとします。（第15条～第19条関係）
- (10) 公園の施設の利用料金について定めることとします。（第20条関係）
- (11) 滋賀県下水道審議会について定めることとします。（第21条および第22条関係）
- (12) この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとします。（第23条関係）
- (13) その他

- ア この条例は、平成31年4月1日から施行することとします。
- イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。
- ウ 関係条例を廃止し、および改正することとします。

滋賀県琵琶湖流域下水道条例新旧対照表（付則関係）

旧	新
<u>滋賀県琵琶湖流域下水道条例</u>	<u>滋賀県琵琶湖流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例</u>
<u>(設置)</u>	<u>(趣旨)</u>
<u>第1条 都市の健全な発達および公衆衛生の向上に寄与するとともに、公共水域の水質の保全に資するため、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第25条の10第1項の規定に基づき、琵琶湖流域下水道（以下「流域下水道」という。）を設置する。</u>	<u>第1条 この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第25条の18第1項において準用する法第7条第2項および第21条第2項の規定に基づき、琵琶湖流域下水道の構造の技術上の基準および終末処理場の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。</u>
<u>2 流域下水道に公園を付置する。</u>	
<u>(関係市町等)</u>	<u>(定義)</u>
<u>第2条 流域下水道に接続する公共下水道の処理区域の存する市町（以下「関係市町」という。）は、別表第1の左欄に掲げる流域下水道の処理区について当該右欄に掲げる市町とする。</u>	<u>第2条 この条例において使用する用語の意義は、法および下水道法施行令（昭和34年政令第147号）において使用する用語の例による。</u>
<u>2 県は、流域下水道の適正かつ効率的な管理を行うため、関係市町に対し、必要な協力を求めることができる。</u>	
<u>(流域下水道の構造の技術上の基準)</u>	<u>(琵琶湖流域下水道の構造の技術上の基準)</u>
<u>第2条の2 法第25条の18第1項において準用する法第7条第2項の条例で定める技術上の基準は、次条から第2条の6までに定めるところによる。</u>	<u>第3条 法第25条の18第1項において準用する法第7条第2項の条例で定める技術上の基準は、次条から第7条までに定めるところによる。</u>
<u>(排水施設および処理施設に共通する構造の技術上の基準)</u>	<u>(排水施設および処理施設に共通する構造の技術上の基準)</u>
<u>第2条の3 排水施設および処理施設（これらを補完する施設を含む。以下同じ。）に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。</u>	<u>第4条 排水施設および処理施設（これらを補完する施設を含む。以下同じ。）に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。</u>
<u>(1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。</u>	<u>(1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。</u>
<u>(2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水および地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講じられていること。ただし、</u>	<u>(2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水および地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講じられていること。ただし、</u>

雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができます。

- (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全または人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあつては、覆いまたは柵の設置その他下水の飛散を防止し、および人の立入りを制限する措置が講じられていること。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、または腐食を防止する措置が講じられていること。
- (5) 地震によって下水の排除および処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の規則で定める措置が講じられていること。

（排水施設の構造の技術上の基準）

第2条の4 排水施設の構造の技術上の基準は、前条に定めるものほか、次のとおりとする。

- (1) 排水管の内径および排水渠の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとすること。
- (2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講じられていること。
- (3) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講じられていること。
- (4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向または勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。
- (5) マンホールまたはますには、蓋（汚水を排除すべきマンホールまたはますにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。
- (6) 雨水流域下水道の雨水の流量を調節するための施設は、当該雨水流

雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができます。

- (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全または人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあつては、覆いまたは柵の設置その他下水の飛散を防止し、および人の立入りを制限する措置が講じられていること。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、または腐食を防止する措置が講じられていること。
- (5) 地震によって下水の排除および処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の規則で定める措置が講じられていること。

（排水施設の構造の技術上の基準）

第5条 排水施設の構造の技術上の基準は、前条に定めるものほか、次のとおりとする。

- (1) 排水管の内径および排水渠の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとすること。
- (2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講じられていること。
- (3) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講じられていること。
- (4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向または勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。
- (5) マンホールまたはますには、蓋（汚水を排除すべきマンホールまたはますにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。
- (6) 雨水流域下水道の雨水の流量を調節するための施設は、当該雨水流

域下水道に接続する公共下水道の排水区域における降水量、当該雨水の放流先の河川その他の公共用水域の水位その他の状況に応じ、排除する雨水の流量を適切に調節することができる構造とすること。

(処理施設の構造の技術上の基準)

第2条の5 処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の技術上の基準は、第2条の3に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講じられていること。
- (2) 汚泥処理施設は、汚泥の処理に伴う排気、排液または残さい物により生活環境の保全または人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置が講じられていること。

(適用除外)

第2条の6 前3条の規定は、次に掲げる排水施設および処理施設については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられるもの
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられるもの

(終末処理場の維持管理)

第2条の7 法第25条の18第1項において準用する法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体または膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。
- (2) 沈砂池または沈殿池の泥ために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。

域下水道に接続する公共下水道の排水区域における降水量、当該雨水の放流先の河川その他の公共用水域の水位その他の状況に応じ、排除する雨水の流量を適切に調節することができる構造とすること。

(処理施設の構造の技術上の基準)

第6条 処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の技術上の基準は、第4条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講じられていること。
- (2) 汚泥処理施設は、汚泥の処理に伴う排気、排液または残さい物により生活環境の保全または人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置が講じられていること。

(適用除外)

第7条 前3条の規定は、次に掲げる排水施設および処理施設については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられるもの
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられるもの

(終末処理場の維持管理)

第8条 法第25条の18第1項において準用する法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体または膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。
- (2) 沈砂池または沈殿池の泥ために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。

- (3) 急速濾過法によるときは、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量または水圧を調節すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じること。
- (5) 臭気の発散および蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。
- (6) 前号に定めるもののほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液または残さい物により生活環境の保全または人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講じること。

(公園の開園時間等)

第3条 第1条第2項の規定により付置される公園(以下「公園」という。)の開園時間は、宿泊施設を除き、午前8時30分から午後5時まで(次の各号に掲げる施設にあつては、当該各号に定める時間)とする。ただし、テニスコート(矢橋帰帆島公園に設けられるものに限る。)、ゲートボール場および多目的グラウンドについては、午前9時から午後9時まで使用することができる。

(1) プール 午前10時から午後4時まで

(2) おもしろ自転車、相撲場およびテニスコート(苗鹿公園に設けられるものに限る。) 午前9時から午後5時まで

2 公園の休園日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、これにより難い施設については、規則で定めるところによる。

3 知事は、必要と認めるときは、第1項に規定する開園時間を変更し、または前項に規定する休園日を変更し、もしくは臨時に休園日を定めることができる。

(公園の施設の使用の承認)

第4条 公園の施設のうち別表第2に掲げる施設(以下「特定施設」とい

- (3) 急速濾過法によるときは、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量または水圧を調節すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じること。
- (5) 臭気の発散および蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。
- (6) 前号に定めるもののほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液または残さい物により生活環境の保全または人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講じること。

(削除)

(削除)

う。)を使用しようとする者は、規則で定めるところにより知事に申請し、その承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないことができる。

- (1) 公園における秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 公園の設置の目的に反すると認められるとき。
- (3) 公園の施設または設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 申請にかかる特定施設が公園の事業を行うために必要であると認められるとき。
- (5) その他公園の管理上支障があると認められるとき。

3 知事は、第1項の規定による承認をする場合においては、公園の管理上必要な限度において、条件を付すことができる。

(公園の施設の使用料)

第5条 前条第1項の規定による承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第2に定める額を使用料として納めなければならない。

2 使用料は、承認に係る特定施設の使用の開始前で知事が別に定める納期までに納めなければならない。ただし、規則で特別の定めをする場合は、この限りでない。

3 使用料は、還付しない。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。

4 知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。

5 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(削除)

(公園の施設等の変更の禁止)

第6条 使用者は、公園の施設もしくは設備に変更を加え、または特別の設備を設けてはならない。ただし、あらかじめ知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(削除)

(公園の施設の使用の承認の取消し等)

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の規定による承認を取り消し、または使用を制限し、もしくは使用の停止を命ずることができる。

(削除)

(1) 使用者が使用の目的に違反して使用したとき。

(2) 使用者が詐欺その他不正の行為によって第4条第1項の規定による承認を受けたとき。

(3) 使用者が第4条第2項各号（同項第4号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) 使用者がこの条例またはこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(5) 使用者が第4条第3項の規定により付された条件に違反したとき。

(6) 当該承認に係る特定施設が災害その他の事故により使用できなくなったとき。

(7) その他知事が特別に必要と認めたとき。

(公園の施設等の原状回復の義務)

第8条 使用者は、その使用を終了したときは、その使用に係る施設および設備を現状に回復しなければならない。前条の規定により使用の承認を取り消されたときも、同様とする。

(削除)

(指定管理者による管理)

第9条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下

(削除)

「指定管理者」という。)に、流域下水道の管理（設置および改築を除く。）に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) 流域下水道の処理施設およびポンプ施設の運転に関する業務
- (2) 流域下水道の施設および設備（知事が指定する施設および設備を除く。）の維持管理に関する業務
- (3) 特定施設の使用の承認、その取消しその他の公園の施設の使用に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

2 前項の規定により知事が指定管理者に同項各号に掲げる業務（以下「管理業務」といふ。）を行わせる場合における第4条、第6条および第7条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者の指定の手続)

第10条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 事業計画の内容が流域下水道の効用を最大限に發揮させるものであること。
- (2) 事業計画の内容が流域下水道の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画の内容が公園について県民の公平な利用を確保することができるものであること。
- (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県琵琶湖環境部指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(削除)

(指定管理者の指定の告示等)

第11条 知事は、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定を行い、
または同条第11項の規定により指定を取り消し、もしくは管理業務の全
部もしくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならな
い。

(削除)

(指定管理者の管理の基準等)

第12条 指定管理者は、次に掲げる基準により管理業務を行わなければな
らない。

- (1) 関係する法令、条例および規則を遵守し、適正に流域下水道の運営
を行うこと。
- (2) 流域下水道の施設および設備の維持管理を適切に行うこと。

2 指定管理者は、次に掲げる事項について知事と協定を締結しなければ
ならない。

- (1) 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
- (2) 管理業務の実施に関し必要な事項
- (3) 管理業務の事業報告に関し必要な事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、流域下水道の適正な管理に関し必要な
事項

(指定管理者による公園の開園時間等の変更)

第13条 第9条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わ
せる場合は、第3条の規定によるほか、指定管理者は、必要と認めると
きは、あらかじめ知事の承認を得て、同条第1項に規定する公園の開園
時間を変更し、または同条第2項に規定する公園の休園日を変更し、も
しくは臨時に公園の休園日を定めることができる。

(削除)

(利用料金)

第14条 第9条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わ
せる場合は、第5条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に特定
施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければな

(削除)

らない。

- 2 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 3 利用料金は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 4 利用料金は、承認に係る特定施設の使用の開始までに納めなければならない。ただし、指定管理者が別に納期を定めた場合は、この限りでない。
- 5 利用料金は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによる理由により承認に係る特定施設を使用することができないときその他指定管理者が必要と認める場合であって知事の承認を得たときは、この限りでない。
- 6 指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、利用料金を減免することができる。

(滋賀県下水道審議会)

- 第15条 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県下水道審議会（以下「審議会」という。）を設置する。
- 2 審議会は、知事の諮問に応じ、下水道事業その他汚水処理に係る事業に関する総合的な施策の推進に関する重要事項について調査審議する。

(審議会の組織等)

- 第16条 審議会は、委員16人以内で組織する。
- 2 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者の中から知事が任命する。
 - 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 委員は、再任されることを妨げない。

(削除)

(削除)

- 5 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 6 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから知事が任命する。
- 7 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 8 委員および臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
その職を退いた後も、同様とする。
- 9 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 10 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(その他)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

別表第1

流域下水道の処理区	市町
<u>湖南中部処理区</u>	大津市 近江八幡市 草津市 守山市 栗東市 甲賀市 野洲市 湖南市 東近江市 日野町 竜王町
<u>湖西処理区</u>	大津市
<u>東北部処理区</u>	彦根市 長浜市 東近江市 米原市 愛莊町 豊郷町 甲良町 多賀町
<u>高島処理区</u>	高島市

別表第2 (第4条、第5条、第14条関係)

1 湖南中部浄化センター矢橋帰帆島公園

(1) テニスコート等

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(削除)

(削除)

区分		金額	
テニス コート	幼稚園、小学校、中学校、 義務教育学校、高等学校、 中等教育学校等またはこれ らに関係のある団体（以下 「幼稚園等」という。）が 幼児、児童または生徒を対 象に使用する場合	平 日	円 <u>1面1時間につき 330</u>
	休日等 同 500		
	その他の場合		平 日 同 670
	休日等 同 920		
プール	幼稚園、小学校、中学校、義務教育 学校もしくは中等教育学校（前期課 程に限る。）の幼児、児童もしくは 生徒またはこれらに準ずる者（以下 「幼児等」という。）		1人1回につき 300
	高等学校もしくは中等教育学校（後 期課程に限る。）の生徒またはこれ らに準ずる者		同 380
	その他の者		同 540
グラウ ンドゴ ルフ場	小学校、中学校、義務教育 学校もしくは中等教育学校 (前期課程に限る。) の児 童もしくは生徒またはこれ らに準ずる者（以下「児童 等」という。）	平 日	同 640
	休日等 同 760		
	その他の者		平 日 同 990
	休日等 同 1,110		
キャン	児童等		1人1泊につき 250

普場	その他の者	同 380
おもしろ自転車	幼児等	1人30分につき 200
車	その他の者	同 300

(2) 相撲場および大はらっぱ広場

		区分	金額
相撲場	本土表	入場料またはこれに類する金銭(以下「入場料等」という。)を徴収しない場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合 円 1時間につき 620 同 1,420
		入場料等を徴収する場合	入場料等が1,000円以下の場合 同 8,500
		合	入場料等が1,000円を超える場合 同 17,020
		屋内練習場	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合 同 310
			その他の場合 同 440
	大はらっぱ広場(貸切り使用の場合に限)	入場料等を徴収しない場合	平日 同 1,360 休日等 同 2,050
		入場料等を徴収する場合	入場料等が1,000円以下の場合 同 2,730 合 同 4,070

<u>る。)</u>	<u>入場料等</u>	<u>平日</u>	<u>同 5,450</u>
	<u>が1,000円</u>	<u>休日等</u>	<u>同 8,160</u>
	<u>を超える</u>		
	<u>場合</u>		

(3) ゲートボール場および多目的グラウンド

<u>区分</u>		<u>金額</u>	
<u>ゲートボール</u> <u>場</u>	<u>平日</u>		<u>円</u>
		<u>1面1時間につき 380</u>	
<u>多目的グラウ</u> <u>ンド</u>	<u>休日等</u>	<u>同 500</u>	
	<u>幼稚園等が幼児、児</u>	<u>平日</u>	<u>同 440</u>
	<u>童または生徒を対象</u>	<u>休日等</u>	<u>同 620</u>
	<u>に使用する場合</u>		
<u>その他の場合</u>	<u>平日</u>	<u>同 800</u>	
	<u>休日等</u>	<u>同 1,200</u>	

(4) 管理センター

<u>区分</u>	<u>金額</u>	
	<u>昼間利用</u>	<u>宿泊</u>
<u>和室1</u>	<u>円</u>	<u>1人1泊につき 680円</u>
	<u>1時間につき 280</u>	
<u>和室2</u>	<u>同 280</u>	
<u>和室3</u>	<u>同 280</u>	
<u>和室4</u>	<u>同 280</u>	

2 湖西浄化センター苗鹿公園

<u>区分</u>		<u>金額</u>	
<u>テニス</u> <u>コート</u>	<u>幼稚園等が幼児、児童また</u>	<u>平日</u>	<u>円</u>
	<u>は生徒を対象に使用する</u>		<u>1面1時間につき 190</u>
	<u>場合</u>	<u>休日等</u>	<u>同 250</u>

<u>その他の場合</u>	平 日	同 380
	休日等	同 500

注1 この表において次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めると
ころによる。

- (1) 平日 月曜日から金曜日までの日（休日等を除く。）をいう。
- (2) 休日等 土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

2 県外居住者については、プールおよびおもしろ自転車を除き、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額とする。

3 65歳以上の者および障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）がプールまたはグラウンドゴルフ場を使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額（10円未満の端数が生じたときは、これを10円とする。）とする。

4 3歳未満の者がプールまたはおもしろ自転車を使用する場合は、無料とする。

5 6歳以下の未就学者がキャンプ場を使用する場合は、無料とする。

6 キャンプ場を日帰りで使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額（10円未満の端数が生じたときは、これを10円とする。）とする。

7 キャンプ場の宿泊のための使用時間は午後4時から翌日の午前9時30分までとし、日帰りのための使用時間は午前10時から午後3時30分までとする。

8 この表（第1項第1号の表を除く。）に掲げる施設の使用時間が第3条第1項に規定する開園時間を超える場合は、超過時間について、この表に定める額を適用した額を加算した額とする。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。

9 使用者が入場料等を徴収しない場合であっても、宣伝その他これ

に類する目的をもって催物を行うときは、この表による1,000円を
超える入場料等を徴収する場合とみなす。

10 管理センターの宿泊のための使用時間は、午後5時から翌日の午
前8時30分までとする。

11 付帯設備については、知事が定める額とする。